

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 41 条の 2 の規定に基づく指定医の指定に関する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 41 条の 2 の規定に基づく指定医の指定に関する規則を次のように定め、公布する。

平成 17 年 1 月 14 日

富山県公安委員会規則第 1 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 41 条の 2 の規定に基づく指定医の指定に関する規則  
(指定医の指定)

第 1 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 41 条の 2 の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

(告示)

第 2 条 富山県公安委員会は、前条の規定による医師の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。